

令和8年度 しまね社会貢献基金
寄附者設定テーマ事業(第1次募集)

募 集 要 項



島根県
環境生活部環境生活総務課NPO活動推進室

目次

1. 共通事項	・・・ 2
2. 各テーマの募集内容	
○ネーミングライツ事業<注※>	
・島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会寄附 「子どもの健全育成」	・・・ 5
○寄附者設定テーマ事業	
・「子ども・子育て支援、文化スポーツ」	・・・ 6
・「福祉、地域共生社会」	・・・ 7

<注※>ネーミングライツ事業とは、県が公募する事業に寄附者名を付記しているものです。
(30万円以上のテーマ希望寄附の場合のみ)

【応募書類提出先】

島根県 環境生活部 環境生活総務課 NPO活動推進室
〒690-8501 松江市殿町1番地
(TEL) 0852-22-5096 (Fax) 0852-22-5636
(E-mail) npo@pref.shimane.lg.jp
(HP) <http://www.pref.shimane.lg.jp/npo/>

令和8年度しまね社会貢献基金寄附者設定テーマ事業募集要項

共通事項

1 目的・趣旨

この事業は、「島根県社会貢献活動促進基金（以下「しまね社会貢献基金」という。）」に対する寄附金を活用して、NPO 法人、市民活動団体、地域運営組織等による地域課題解決の取組について助成を行うものです。

「しまね社会貢献基金」は、NPO 法人やその他社会貢献活動を行う団体の活動を支援し、島根県における社会貢献活動のより一層の推進と活性化を図る目的で、県民や企業の皆様からの寄附金を原資に、島根県が創設し管理・運営を行っている基金です。

寄附者設定テーマ事業の活用の考え方

寄附者設定テーマ事業は、寄附者の希望するテーマに沿って、NPO 法人等の自由な発想や専門的なノウハウを活かした地域課題の解決等に取り組む事業に対して助成を行うもので、団体の活動年数が浅いといった理由等により、自力での資金調達が困難である団体の活動を支援することを想定し、行っているものです。

また、この事業の補助金は、特定の分野における地域課題解決のために活用して欲しいという寄附者の意向や期待が込められた寄附金によって成り立っています。県は、このような貴重な寄附金を一時的に預かりし、活動に係る経費について「公金」として執行するほか寄附者の思いを尊重するため、寄附金の使途が適切であるか、活動の実現性や実行性を厳正に審査しています。

つきましては、申請の際は、制度の趣旨をよく理解し、事業の内容及び申請額を精査の上、お申込みください。

2 応募資格者

しまね社会貢献基金の登録団体、および登録予定団体であること。（主たる事務所の所在地が島根県内にあり、活動が一年以上である団体など島根県社会貢献活動推進事業実施要綱の登録要件を満たすこと。）

島根県内のNPO 法人、一般社団法人等（一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人含む）にあっては定款に、任意団体にあっては定款に準ずるものに、各テーマに関連する活動分野を掲げる団体であること。

3 募集事業

テーマに基づき、提案団体が自由な発想や専門的な知識等を活かして地域課題解決に取り組む事業の提案を募集します。

また、テーマ毎に募集する事業、支援金額及び採択件数等が異なりますので、5 頁からの各テ

一マの募集内容で必ず確認してください。

- (1) 1団体が応募できる件数は、1事業とします。
- (2) 基本的な条件は以下のとおりです。
 - ① 提案団体自らが実施するものであること。
 - ② 宗教活動や政治活動を目的とした事業でないこと。
 - ③ 特定の公職者（候補者を含む）または政党を推薦、支持、反対することを目的とした事業でないこと。
 - ④ 事業対象経費（下記5）が10万円以上であること。

4 事業実施期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで。

※令和8年4月1日以前に要した経費及び令和9年3月31日以降に生じた経費については、補助対象外となりますのでご注意ください。

5 対象となる経費及び金額

事業実施のために必要な経費とし、直接事業執行に係る人件費（スタッフ等賃金）、報償費（講師等謝金）、旅費（交通費）、材料費及び消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、使用料及び賃借料（備品のリース料を含む）等を対象とします。ただし、備品購入費（1点10万円以上）は対象外とします。

6 応募方法

(1) 提出期限及び提出方法：令和8年1月23日（金）17:00必着 メール、郵送又は持参

(2) 提出書類 ※様式は、下記ホームページからダウンロードしてください。

島根県NPO活動推進室ホームページ

https://www.pref.shimane.lg.jp/admin/nonprofit/kikin/theme_project/R8tema.html

- ① 社会貢献活動支援事業申請書（様式第4号の3）
- ② 事業提案書（様式第4号の3 別紙1）
- ③ 企画書（様式第4号の3 別紙2）
- ④ 収支計算書（様式第4号の3 別紙3）
- ⑤ 最新の役員名簿
- ⑥ 年間収支決算書（現年度の事業計画書、及び予算書、前年度の決算書）
- ⑦ 提案事業及び活動内容のわかる参考資料（A4サイズ片面5枚以内）

7 選考・審査

(1) 選考は、民間の委員を主体にした審査会【令和8年2月中旬～下旬を予定】にて、対面及びオンラインにより行います。

審査会は公開とし、提案内容についてのプレゼンテーション（目安：1団体4分）を行っていただきます。

(2) 審査のポイント

- ① 募集テーマとの適合性、事業の目的及び公益性

- ② 事業の効果、地域社会への貢献度
 - ③ スケジュール
 - ④ 事業の先進性、実効性
 - ⑤ 団体の事業遂行能力、予算の妥当性
 - ⑥ 事業実施後の継続性 等
- (3) 提案団体単独ではなく、他団体など多様な主体と※協働で行う事業の場合は審査時に加点の対象とします。
- ※協働・・・ここでの協働とは、「共通の目的を達成するため、提案団体とNPO、企業、行政、専門家等が自立した対等な立場で相互に協力して活動すること」をいいます。
- <協働の形態例・・・共催、後援、委託、補助、施策や事業に対する提言など>
- 上記の点についてご質問等ございましたら事務局までご連絡ください。

8 採択・決定

- (1) 事業採択は、公開のプレゼンテーション審査会で決定します。
- (2) 採択した事業については、実施方法・執行額などについて条件を付す場合があります。
- (3) 採択通知送付後、補助金交付申請書を提出していただきます。
ただし、社会貢献基金登録団体でない場合は、交付申請書の提出の際、併せて団体登録申請を行ってください。
- (4) 補助額等については、プレゼンテーション審査会の後に経費の内容等を精査の上決定します。
- (5) 他の経費支援（しまね社会貢献基金及び協働する市町村、企業、団体等からの経費支援を除く。）を受けている場合又は受ける見込みがある場合は、支援対象としません。

9 その他

- (1) 事業実施にあたってポスターやチラシ等で外部に情報発信される場合は、当該支援事業である旨を明示してください。
- (2) 事業実施後は、事業報告シートの作成・提出をお願いします。（提出期限等は別途お知らせします。）
- (3) 採択された事業の内容や実施状況等については、県ホームページ等に（2）で提出していただいた事業報告シートを掲載し、広く紹介します。

令和8年度寄附者設定テーマ事業募集要項

テーマ名：島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会寄附
～子どもの健全育成～

1. 寄附者

島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会

2. 寄附者の意向

このたび、島根県遊技業協同組合・しまね福祉防犯協力会は、社会貢献事業として「子どもの健全育成」に役立ててほしいとの意向で県に寄附されました。

2. 募集する事業

共通事項、寄附者の意向を踏まえた事業提案を募集します。

想定される事業は以下のとおりです。

- ・子どもの遊びや子育て環境作りの支援活動
- ・子どもたちに安心と居場所を提供する“子ども食堂”など

3. 採択事業数、支援金額

(1) 採択事業数

1～2事業

(2) 支援金額

50万円以内（全ての採択事業を合わせて）

令和8年度寄附者設定テーマ事業募集要項

テーマ名：子ども・子育て支援、文化スポーツ

1. 募集する事業

共通事項を踏まえた上での事業提案を募集します。

想定される事業は以下のとおりです。

- ・障がい者スポーツの支援事業
- ・子どもの学習支援や子育て世代の交流イベントの実施
- ・音楽や絵画に関するイベントの開催 など

3. 採択事業数、支援金額

(1) 採択事業数

1～2事業

(2) 支援金額

35万円以内（全ての採択事業を合わせて）

令和8年度寄附者設定テーマ事業募集要項

テーマ名： 福祉、地域共生社会

1. 募集する事業

共通事項を踏まえた上での事業提案を募集します。

想定される事業は以下のとおりです。

- ・社会人向け生涯学習
- ・生活用品等の物資配布の活動
- ・シニア向けスマートフォン教室 など

2. 採択事業数、支援金額

(1) 採択事業数

1 事業

(2) 支援金額

10万円